

令和6年度第1回
総 合 計 画 審 議 会

令和6年6月28日

逗子市経営企画部企画課

令和6年度第1回総合計画審議会

日時 令和6年6月28日（金）

午後6時00分～7時25分

場所 逗子市役所5階 第3会議室

出席者

出石会長、高橋委員、石橋委員、中西委員、嶋岡委員、中林委員、田宮委員、山上委員
豊田委員、佐野委員、柿本委員、平田委員、齊藤委員
桐ヶ谷市長

欠席者

磯部副会長、藤江委員、池谷委員

傍聴者 0名

事務局

仁科部長、山田担当部長、四宮課長、坂本副主幹、神山主事、金子主事

記録者

金子主事

次第

- 1 開会
- 2 会長及び副会長の選出について
- 3 総合計画の進行管理について（諮問）
- 4 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定について（諮問）
- 5 令和6年度総合計画審議会スケジュール
- 6 総合計画中期実施計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について

- 7 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定の考え方について
- 8 まちづくり条例の一部改正に伴う総合計画策定条例の一部改正について
- 9 その他
- 10 閉会

配付資料

- ・資料1 逗子市総合計画審議会委員名簿
- ・資料2 令和6年度総合計画審議会スケジュール
- ・資料3－1 総合計画及び総合戦略における数値目標等の評価基準について
- ・資料3－2 総合計画における進捗状況評価一覧
- ・資料3－3 総合計画における節ごとの進捗状況評価一覧
- ・資料3－4 総合計画進行管理表の見方
- ・資料3－5 総合計画年次計画資料の見方
- ・資料3－6 総合戦略における進捗状況評価一覧
- ・資料3－7 総合戦略進行管理表の見方
- ・資料3－8 総合計画等進行管理総括表
- ・資料4 第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定の考え方
- ・資料5 逗子市DX推進ビジョン
- ・資料6－1 逗子市まちづくり条例及び逗子市景観条例の一部改正について（議案）
- ・資料6－2 逗子市まちづくり条例及び逗子市景観条例の一部改正について（議案資料）
- ・机上配付 逗子市総合計画審議会条例
- ・机上配付 逗子市総合計画策定条例

(四宮課長) それでは、定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

オンラインの中林委員、音声は聞き取れていらっしゃるでしょうか。

(中林委員) はい、結構です。

(四宮課長) ありがとうございます。

それでは、本日は大変お忙しい中、逗子市総合計画審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年度、委員の改選を迎えまして、初めての会となります。

私は、総合計画審議会の事務局を務めます企画課長の四宮と申します。よろしくお願いいたします。

この後、会長が決まるまでの間、司会進行を務めますのでよろしくお願いいたします。

初めに、本日の会議は、16名中12名の委員にご出席をいただいております。今、豊田委員が遅れていらっしゃるということで、ご連絡をいただいているところです。総合計画審議会条例に定める定足数に達していることから、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

早速ですが、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

お手数ですが、ご発言の際は挙手をいただき、指名されてからご発言くださいますようお願いいたします。

まず、本日の議題は、次第にありますように、会長及び副会長の選出について、総合計画の進行管理についての諮問、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定についての諮問、令和6年度総合計画審議会スケジュールについて、総合計画中期実施計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理について、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定の考え方について、まちづくり条例の一部改正に伴う総合計画策定条例の一部改正についてとなっております。

それでは、本日の資料の確認をお願いいたします。

事前に送付した資料は次の13点です。資料1、逗子市総合計画審議会委員名簿、資料2、令和6年度総合計画審議会スケジュール、資料3-1、総合計画及び総合戦略における数値目標等の評価基準について、資料3-2、総合計画における進捗状況評価一覧、資料3-3、総合計画における節ごとの進捗状況評価一覧、資料3-4、総合計画進行管理表の見方、資料3-5、総合計画年次計画資料の見方、資料3-6、総合戦略における進捗状況評価一覧、資料3-7、総合戦略進行管理表の見方、これに加えて、資料3-8として、進行管理のご意

見をいただく総合計画等進行管理総括表について、本日配付をさせていただいております。資料4、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定の考え方、資料5、逗子市DX推進ビジョン、資料6－1、逗子市まちづくり条例及び逗子市景観条例の一部改正について（議案）、資料6－2、逗子市まちづくり条例及び逗子市景観条例の一部改正について（議案資料）、また、机上に、逗子市総合計画審議会条例及び逗子市総合計画策定条例を配付しております。

補足となりますが、この逗子市総合計画審議会条例は、この審議会の設置を定めている条例となります。

本市の総合計画等に関する事項について、調査及び審議する場合、地方自治法第138条の4第3項の規定により、この総合計画審議会を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとされる条例です。

以上、資料に配付漏れ等はございませんでしょうか。

ここで1点、資料の訂正がございます。

資料1、逗子市総合計画審議会委員名簿をご覧ください。

池谷委員につきまして、ご所属に訂正がございます。東海大学スチューデントアチーブメントセンターとなっておりますが、正しくは、東海大学総合教育センターでございます。訂正をさせていただきます。

それでは、次第2に移ります。

次第2の会長及び副会長の選出についてです。

初めに、委嘱状の交付を行います。順番にお名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場でご起立いただき、市長より委嘱状をお受け取りください。

高橋正様。

石橋裕様。

中西直美様。

嶋岡沙希様。

田宮知義様。

山上良様。

出石稔様。

柿本弘正様。

平田麻莉様。

齊藤義明様。

ありがとうございました。

最初に、市長よりご挨拶をさせていただきます。

(桐ヶ谷市長) どうも皆さん、こんばんは。

本日は、足元の悪い中、ご足労いただき、また、日頃から当市の行政に大変ご尽力いただいております。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

最初に少し余談ですけれども、今日、海開きがありまして、この豪雨の中、開催しました。今日から66日間、逗子海岸は海水浴場となりますけれども、本来は、小学校5つのうちの3つから、500名の子供たちが集まっていたいて、わぁーっと海に入る予定で準備しておりましたが、あの豪雨ですので、その子供たちは中止とさせていただきました。いよいよ逗子は夏を迎えて、また、海水浴含め忙しくなると、こういうところでございます。

皆様におかれましては、総合計画の中期実施計画等の進行管理、そして、第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定のご審議ということで、この2年間、皆様をお願いをいたします。総合計画につきましては、令和5年にスタートし、2年目を迎えているところでして、合計7年の間で一つの方向性を導いていこうと、こう考えているところであります。また、第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略のほうは、5年のスパンで、計画の終期が合うように、今準備をしているところですが、まず、皆様のそれぞれのお立場での知見、これを生かしていただきまして、本市行政にお力添えいただきたいと考えているところであります。

これからもよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

(四宮課長) 続きまして、委員の皆様より、1人ずつご挨拶をお願いできればと思います。こちらからお名前をお呼びいたしますので、その場でお立ちいただき、簡単にご挨拶をお願いできればと思います。

高橋委員、お願いします。

(高橋委員) ご紹介いただきました高橋と申します。よろしくお願いいたします。公募委員ということで、今回、初めて応募させていただきました、一応、当選といえますか、合格しましたのでここにおります。また、簡単ですが、私、逗子に生れて逗子に育っております、延命寺幼稚園、逗子小、逗子中出身でございます。2年間、東京のほうで住んでいた以外は、62年間ずっと逗子に暮らしています。今年65歳になりますけれども、この最後のところで、逗子のこれからについて考えてみようかなということで、審議会のほうに応募させていただきました。よろしくお願いいたします。

(四宮課長) 石橋委員、お願いします。

(石橋委員) 石橋です。私も公募委員に応募させていただいて、選んでいただきました。私は、今、小坪在住で、実は、家が半分鎌倉のほうで、庭の真ん中を境界線が走っていきまして、庭の部分は鎌倉市に固定資産税を払って、半分は逗子市で、ここからちょっと遠いところですけども。今、私は小坪で、小坪小学校区の学童保育所の運営をしているNPOの代表を務めております。元々は子供がそこに通っていて、どうやってうまく運営していくかなということを考えてやってきました。その過程で行政の方といろいろお話しさせていただくこともあって、何かお役に立てればと思って今回参加させていただきます。よろしくお願いします。

(四宮課長) 中西委員、お願いします。

(中西委員) 中西直美です。前逗子市議をしておりました。現在、子供が小学校5年生で、今日まさに海開きで今日は残念ながら行けなくて本人にとっても残念だったんですけども。あとは、高校1年生の娘がおります。子育ての当事者ですので、議員のときも子育てについていろいろ関わってきました。今、議員はしていないのですが、子育ての当事者として、まちづくりに何かお役に立てたらと思って応募しました。よろしくお願いします。

(四宮課長) 嶋岡委員、お願いします。

(嶋岡委員) 嶋岡と申します。よろしくお願いします。葉山で中学生まで生まれ育ったのですが、それからずっと実家の逗子に引っ越して、逗子に育てていただきました。途中で東京や海外に行くこともあったのですが、2年前に帰ってきて、やっぱり逗子、このエリアが好きで、何かコミュニティに役に立てることがしたいなと思って、市の広報を読んだら、こちらの募集があったので応募させていただきました。審議会の参加は初めてなので、分からないこともあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(四宮課長) 田宮委員、お願いします。

(田宮委員) 池子住民協、田宮と申します。池子に住んでおまして、住民協が立ち上げたときから関わっておりまして、まだまだ住民協の存在が市民の皆さんに分かっていないというところがずっとありまして、それを課題にして、ついでにというか、それに絡んでいるので、この総合計画審議会というものに参加させていただいて、ずっと続けております。今年もよろしくお願いいたします。

(四宮課長) 山上委員、お願いします。

(山上委員) 逗子市商工会の会長を先月よりさせていただきました、山上と申します。商売は、文化プラザ横のバイク屋を経営しております。また、この夏の時期になって、先ほど市長

のご挨拶ありました、海の家も経営しておりまして、今日の海開き、大変な苦勞をしたのですけれども、そんなものもありまして。また、私はずっと逗子に生まれ、60年以上住んでおります。父の代から2代目の商売をやっているとして、逗子は大好きなまちでもありますし、また、もう一つ、側面として観光協会の会長をやらせていただいて、今回、第67回花火大会、そして、市制70周年を祝う花火大会を市にらせていただいておりますが、ありがとうございます。その他に何も分かっておりませんが、皆様の一つのお役に立てればと思います。よろしくお願いします。

（四宮課長） 出石委員、お願いします。

（出石委員） 関東学院大学の出石と申します。法学部所属で、専門は地方自治あるいは行政法を専門としております。大学等教育機関選出ですが、私自身は逗子市民でありまして、36年になりました。人生の半分以上逗子市民ということでもあります。よろしくお願いします。一つ宣伝を。このチラシを皆さんにお渡ししましたが、私の大学というか、私が中心となって、7月14日にこのシンポジウムを開催します。まさにこの総合計画やまち・ひと・しごとというのがテーマですので、もしよろしければ、影響が出ない程度でよろしいですので、よろしくお願いします。

（四宮課長） 柿本委員。

（柿本委員） 横浜銀行逗子支店の柿本と申します。よろしくお願いいたします。手前ども横浜銀行は、逗子市の指定金融機関として、そしてまた、逗子市民の方に大変ご愛顧いただいております。日頃からありがとうございます。昨年度、私の前任の支店長が、こちらの総合計画審議委員を務めておりまして、今回、私が新年度もやらせていただきます。指定金融機関として、金融機関の視点から逗子市に何かいろいろとお役に立てるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

（四宮課長） 平田委員。

（平田委員） 平田と申します。私は逗子には2年前に引っ越してきて、今年3年目ということで、皆様から見たら新参加者ですけれども。おかげさまで、もともと都内にいたのですけれども、逗子の魅力というのをすごく感じる日々でして、少しでもお役に立てればということで参加させていただきました。私も小5の子供がいて、今朝の海開きがなくなったのがすごく残念でした。ですけれども、小2の子供が逗子小に通っています。まち・ひと・しごとという観点でいうと、本当に都内と比べても、花火ですとか、秋のナイトウェーブのような粋なイベントですとか、にぎわいですとか、豊かな自然という意味でも素晴らしいなと思いますし、人とい

う意味では、子育て環境としても、住んでいる方のダイバーシティとか、シティプライドの強さというところでも、本当に素晴らしいなと思っています。仕事という部分では、私はまだ少し逗子のことを分かっていないところもあるのですが、一応、労働担当ということでご指名いただいていますので、ふだんはフリーランスとか副業で働く方々を支援する、会員が11万人ぐらいいる非営利団体の代表をしているのですけれども、そういった新しい柔軟な働き方とかも含めた視点でお役に立てたらなと思っています。

（四宮課長） 齊藤委員、お願いいたします。

（齊藤委員） 齊藤と申します。よろしくお願いいたします。野村総合研究所というシンクタンクと申しますか、コンサルティング会社に所属しております。逗子市民でして、30年ほどでしょうか、逗子1丁目に若い頃越して来て、家を建てて以来、逗子で住んで楽しませていただいております。今回こうした役割を承るのは初めてでございますが、日頃は全国各地を飛び回っておりまして、主に起業家育成というプログラムを育成して、5,000人近くになると思いますが、卒業いただき、170～180の新事業を立ち上げ、27社新会社をつくっているというのが、この10年間の仕事です。全国を見て回っておりますので、何かそうした経験とか情報で、皆様のお役に立てることがあればと思っております。よろしくお願い申し上げます。

（四宮課長） そうしましたら、オンラインで中林委員、できますでしょうか。

（中林委員） 中林です。小坪住民協の理事をしております。部会的には地域活性化部会の部長をやっていて、先日やりました小坪うみかぜテラスの実行委員長をやらせていただいています。それで、今回は住民協のほうで、そろそろこういうのをやってみたらどうだということで、お声がけいただきまして参加することになったのですけれども。私は逗子に住んで55年ぐらい、小坪小学校卒なんですけれども、逗子のまちがよくなるために何かお手伝いできればなというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

聞こえていましたか。

（四宮課長） 大丈夫です。聞こえております。

続きまして、佐野委員、お願いいたします。

（佐野委員） 関東学院大学の人間共生学部の所属で、市環境審議会の会長をしまして、もう委員になってから10年ぐらいで、いろいろ逗子のことをやりたいなと思っています。専門は、大学ではリサイクルと、最近、二酸化炭素排出量の計算をしています。実は今年度、海外研究で、大学から、今、アメリカにいます。そして、10月から半年、ドイツのチューリング州のリサイクルの研究をして、来年4月帰国します。逗子市さんの活動に関しては、オン

ラインで参加させていただきます。よろしくお願いします。以上です。

(四宮課長) ありがとうございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

経営企画部部長の仁科です。

(仁科部長) 仁科と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(四宮課長) 経営企画部担当部長の山田です。

(山田部長) 山田と申します。よろしくお願いいたします。

(四宮課長) 企画課副主幹の坂本です。

(坂本副主幹) 坂本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(四宮課長) この審議会を担当する企画課主事の神山です。

(神山主事) 神山と申します。よろしくお願いします。

(四宮課長) 私が、先ほど申し上げましたけれども、企画課の課長の四宮です。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、総合計画審議会条例第5条に基づき、会長と副会長の選出を行います。

自薦・他薦を含めて、会長の選出についてご提案はございますでしょうか。

田宮委員。

(田宮委員) 今までずっとやっていただいたので、出石さんをお願いしたいと思います。

(四宮課長) ありがとうございます。

ただいま、会長に出石委員の推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(四宮課長) それでは、ご了承いただきました。

副会長につきましては、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するとなっております。今、決まりました出石会長より副会長をご指名いただけますでしょうか。

(出石会長) それでは、今、会長に指名いただきました。実はこのところ私が会長で、職務代理、副会長に磯部委員をお願いしてきたところです。今日、欠席なので、ご快諾をいただけるか分かりませんが、お受けいただける前提で、引き続き、磯部委員をお願いしたいというのが提案でございます。

(四宮課長) それでは、磯部委員は本日ご欠席をされておりますので、事務局から磯部委員

にご意思を確認し、委員の皆様にご報告をさせていただきます。

それでは、会長に出石委員が選出されましたので、会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

（出石会長） 会長に就任をさせていただきました出石です。よろしくお願いいたします。

もう何年になるのですかね、多分10年ぐらい。もういい年齢なので、そろそろ最後かなと毎回思っているところなのですが。先ほど申しましたように、やはり逗子市民としてでもいろいろと関わってまいりましたから、あと少し頑張りたいというふうに思っております。

それで、一つ思いましたのが、今ずっと自己紹介を伺っていて、知識経験を有する委員でも逗子市民が多いのだと、私も含めてですが。他の自治体の総合計画審議会もやっているところがあるのですが、これだけ市民率が高いところはないですね。普通、多分、学識者は大体市民外。私もよその自治体でやっているときは市民じゃないので、恐らく半分いかなと思います、どちらかというと総合計画審議会は。市民じゃない方に対してどうこう言っているわけではないので、そこはお察しいただきたいですが、大変高い市民率というのは、非常に素晴らしいことだと思いますので、やはり逗子市のことをみなさんで考えて、特に総合計画審議会というのは、逗子市の将来を見据えた総合計画のほうを担当していく審議会ですから、皆さんと共に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（四宮課長） では、ここからの進行につきましては、会長にお願いができればと思います。

恐れ入りますが、会長は会場の前の席のほうに、ご移動をお願いできればと思います。

（出石会長） それでは、早速、ここからは総合計画審議会条例に基づきまして、議長となって進行させていただきます。

それでは、お手元の次第の3になります。総合計画の進行管理について、諮問です。こちらにつきましては、市長から諮問を受けるのですよね、最初に。

（四宮課長） 併せて次第の4のほうも、続けてお願いします。

（出石会長） 分かりました。4の第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画の一部改正について、こちらも諮問ですので、3番、4番併せて、市長から諮問を受けたいと思います。事務局のほうお願いします。

（四宮課長） 総合計画中期実施計画が令和5年度から始まり、2年目となる今年度から進行管理を行うため、ご審議をお願いする諮問をさせていただきます。

また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が今年度で計画期間が終了するため、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、ご審議をお願いする諮問をさせていただきます。

以上2件について、市長から会長に諮問書を手交させていただきます。

（桐ケ谷市長） 逗子総合計画審議会会長、出石稔様。これは逗子総合計画の進行管理についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

併せまして、同様に、第3期逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び逗子総合計画実施計画の一部改定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

（四宮課長） 市長はこれで退席をさせていただきます。

（桐ケ谷市長） よろしく願いいたします。

（出石会長） それでは、ただいま、次第3と4、いずれも市長からの審議会諮問を受けました。それでは、それを前提にして、これから次第の5以下に入ってまいります。

次第の5、令和6年度総合計画審議会スケジュールについて。

事務局から説明をお願いいたします。

（四宮課長） それでは、お配りしている資料2、令和6年度総合計画審議会スケジュールをご覧ください。

今年度は、年5回から6回の開催を予定しており、大きくは昨年度の総合計画、総合戦略の進行管理、それと来年度からスタートする第3期総合戦略の策定について、ご審議をいただくことを予定しております。

本日、第1回につきましては、この進行管理と総合戦略策定の考え方、こちらのご説明をさせていただきます。会となります。

進行管理は、次の第2回、第3回、7月、8月に予定している2回に分けて、第3期総合戦略の策定は、第4回、第5回、又は第6回までの、2回から3回審議を予定しています。

その他に記載をしておりますが、進行管理でいただいたご意見は、令和6年第3回定例会の市議会に合わせて、議会へも共有をいたします。

また、第3期総合戦略は、こちらでの審議会での審議を経て、来年の令和7年第1回定例会市議会の全員協議会の場で、市長と議員の皆様と意見交換を行いまして、それを踏まえ、3月にパブリックコメントを実施し、そこを経て策定することとなります。

スケジュールのご説明は以上です。

（出石会長） ただいま説明がありましたとおり、総合計画のみであれば、この現在の会ですと、進行管理ですけれども、少し逗子市の総合計画の関係は複雑で、総合計画の中にまち・ひと・しごと創生総合戦略、つまり国のまち・ひと・しごと創生法に基づいた計画も策定をしていて、それが相乗りというか、一体化させるというのが、前市の総合計画審議会で決められた

ことですけれども、その関係があって、今回は、その時期が違っている関係で、新しい総合戦略を、今回つくって、来年度からスタートするということになるので、結局、計画でいうと、もう既に動いている総合計画の進行管理と、これからつくる総合戦略の審議と、これが重なってまいります。したがって、今、説明のありましたとおり、前半が進行管理、後半が総合戦略の策定という形になります。

こちらにつきまして、ご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

かなり複雑なので、新委員の方には少し難しいところもあると思いますが、追々審議の中で、事務局からの説明があると思います。よろしくお願いします。

では、こちらの進行スケジュールについては、承認を得たという形にさせていただきます。

続きまして、次第は6番、総合計画中期実施計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理についてということで、こちらについては、先ほど諮問を受けた2件についてということになります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(四宮課長) この次第6は、かなりお時間をいただいてご説明をさせていただきますので、あらかじめご承知をいただければと思います。

まず、この進行管理につきましては、第2回、第3回でご審議をいただく内容についてご説明をさせていただきます。

まず、昨年度からスタートした実施計画の進行管理のため、進行管理としては今年度初めてご審議をいただくということになります。

中期実施計画は、総合計画と総合戦略を一体化して、計画のつくりや進行管理の考え方も大きく変更しているため、前期実施計画とは異なった進行管理となります。

豊田委員がいらっしゃったので、途中ではありますけれども、よろしければ、自己紹介をお願いします。

(豊田委員) すみません、遅くなりました。よろしいですか。

お騒がせしてしまいまして申し訳ございません。豊田宗裕と申します。現在、所属は、千葉県にあります聖徳大学というところで教員をしております。逗子市では、地域福祉計画の関係で委員長をやらせていただいています、そちらの関係で選出をいただいています。昨年入ったばかりですので、皆さんとあまり接する機会がなかったと思いますけれども、よろしくお願いします。

(四宮課長) 経過としては、次第の6、進行管理についてのご説明に入ったところでございます。

続けさせていただきます。

お配りしている資料3-1をご覧ください。

この後、総合計画や総合戦略全体を俯瞰した評価の一覧ですとか、KPIごとの進行管理表等のご説明をさせていただきますが、その中の数値目標等について、評価基準を設けておりまして、最初にそのご説明をさせていただくものです。この評価基準は、昨年度の総合計画審議会に事務局からお示しし、審議会からいただいたご意見等も反映して作成したものとなっています。この後ご説明をいたしますが、総合計画の節ですね、1から5節まであるのですが、その節、具体的施策のKPIごと、総合戦略の基本目標ごとに、目標の数値等が設定されておりまして、資料の2に記載した評価指標、資料2の進捗状況評価の評価基準についてと記載されておりますが、この評価基準に沿って、市がA・B・Cという、順調である、概ね順調であるとみなせる、順調であるとみなせないという、この3段階の評価を行うということになります。

評価基準につきまして、目標は定量的なものと定性的なものがございます。この2の(1)、(2)のとおりでございますが、(1)は定量的な、あるいは数値で目標化されているものにつきましては、評価年度の状況は、100%がA、70%から99%がB、70%未満であればCという評価をいたします。(2)のとおり定性的な目標につきましては、評価年度の状況が、計画どおりに進捗している場合はA、全てが計画どおりには進捗していないが、翌年度には遅れが取り戻せる場合につきましてはB、計画どおりに進捗しておらず、翌年度でも遅れが取り戻せない場合はCとして評価をいたします。

つまり、目標は計画最終年度に出す到達点が設定されておりますので、そこに向けて、評価年度の状況から、この目標が順調なのか、そうでないのか、今申し上げた基準での評価を、市からお示しをさせていただくこととなります。

それでは、資料の3-2をご覧ください。

最初にちょっとお断りをさせていただくんですが、この後、資料3-2から3-7につきましては、A・B・C、いろいろと数字が入っているんですが、本日は例、見本としてお示しをいたしますので、このA・B・Cは実際の評価ではございません。この実際の評価は、第2回審議会に当たって、事前に各所管で評価したものを入れて、事前にお示しをする予定でおりますので、まだこれは、今日の段階ではイメージの案として受け止めていただければ

ばと思います。

それでは、資料3-2の一覧につきまして、まず、総合計画は第1節から第5節で構成されておりまして、この第5節全体に俯瞰してご覧いただける資料としてご用意しております。先に申し上げておきますと、この後、この5節を節ごとに見る一覧、またそこから、節ごとの個別のK P Iの進捗状況の内容までお示しをする進行管理表と、だんだん全体を見渡す全体像から、個別具体の施策の評価へと近づいていくイメージで、資料のご説明をさせていただきますので、ご承知おきをください。

この資料の3-2は、一番引いた状態で見ているという資料になります。

まず、総合計画の構成についてご確認をいただければと思います。資料の共有をさせていただきますので、画面で見いただければと思いますが、これは今1節の図ですね、資料としております。一番左に、各節、基本構想の5本の柱に対応する、今申し上げてきた1節から5節の、このまず一番大きな塊がございます。この右に、節ごとに取り組みの方向があり、その取り組みの方向ごとに具体的施策、ここにはちょっと記載ございませんけれども、具体的施策に対応するK P Iが、具体的施策と1対1の対応で設定されているというのが、まず総合計画の構成としてございます。

資料3-2に戻ります。

その前提で、資料3-2の一番上の1節ですね、ここの部分の枠を見ていただければと思います。節の右に1から5と示されているのが、今、ご覧いただいた取り組みの方向がございます。1節であれば、「共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち」という節の柱がございまして、その右の1、2、3、4、5というものが取り組みの方向です。ここには明示はしてございませんけれども、その右に、第1節については、先ほど申し上げた16個の具体的施策がございます。その計（指標数16）となっているのが、具体的施策ごとにK P Iが設定されておりますので、この指標数に対して、先ほどご説明をいたしました評価基準にのっとり、この評価を行うというものになります。なので、1節の例でいけば、取り組みの方向の1については、1つの具体的施策K P Iがございますので、それが今、イメージとしてはA評価だったというようなつくりになっているということで、この表につきましては、節ごとの進捗状況評価の一覧ということで、例えば、1節は順調に進んでいるよねと。ただ、2節は少し遅れているよねというような形で、この節ごとの進捗状況を確認していただくものとして、まずは作成をするものです。

ちょっと1点、このご説明の補足をさせていただきますと、第1節の下に数値目標がござい

まして、今はバーが表示されているような状況です。後でまた内容をご説明いたしますけれども、この5節、1から5節につきましては、共通で、節で目指すまちの取り組みに満足している人というものの割合が10ポイント増加するかどうかということを共通の目標としております。昨年度からアンケートを取り始めておりますので、評価の対象年度である2023年度の数値が入ってまいりますけれども、それでは2022年度との比較ができませんので、今回は比較ができないためバーとなっております。なので、来年度から、この年にあるべき割合に到達しているかということでA・B・Cが入ってくると、そういうことになります。

それでは、資料3-3をご覧ください。

先ほどの資料は、1から5節全体を一覧で見える資料として作成されておりますが、これは4節を例として、節の評価一覧としておつくりしている資料でございます。今、申し上げた節ごとの共通目標というものになりますけれども、ここの一番上の数値目標の欄に記載されているものですね。それが先ほどご説明したそれぞれ設定した数値目標となります。

すみません。事前にお配りした資料ではAという形になっておりますけれども、先ほどのご説明のとおり、1年目はバーという形で入ってまいります。昨年度から取り始めたアンケートの数値が基準値となるため、バーということになります。

その下には、先ほどご説明した計画の構成に沿って、また、K P Iの内容に記載した例でA・B・Cの進捗状況評価を記載しております。この資料は節ごとの評価状況を確認していただくものとして作成をするというものになります。

次に、資料3-4をご覧ください。

資料3-3につきましては、4節を例として、節の一覧としての資料になっておりましたけれども、この資料3-4は、かなり目線を近づけて、節ごとの個別のK P Iの進捗状況の内容までお示しする資料となります。ここでも例として4節、上からいくと、4節の「安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち」、取り組みの方向4「都市機能の整った快適なまち」、その下の具体的施策、①として「公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の実施」、これに対応したK P I、これは「J R 東逗子駅前用地活用に係る構想、計画のもと、2027年度までに整備した施設が利用されている」という指標が設定されています。さらに、そのK P Iの下に、少し隠れておりますけれども、主な取り組みと書かれておまして、K P Iを推進する、ここでは例は1つになっておりますけれども、これは1対1対応ではなくて、K P Iを推進する項目が複数、主な取り組みとして設定されているというものになります。

この表の着色、黄色い着色の部分などが、進行管理に当たり市が入力記載して、審議会でお

示しする部分となります。上から見ますと、一番上の節の目標ですね。この節の市の取り組みに満足している人の割合は、ここで見ますと、実数として57.7%というふうにして入ってきているという状況です。これが2024年度以降、今、括弧書きでお示ししていますけれども、この節の目標として57.7%という数字が最初に出ましたので、最終到達としては10ポイント増加なので、2029年度には、この満足している人の割合が67.7%になることを目指すということになります。なので、2024年度から2029年度、括弧書きで入っておりますのは、等倍で増えていったと想定して、この等倍での、例えば来年度の逗子のまちづくりのアンケート59.5%を上回っていればA評価になると、そういった形での評価が想定されているということになります。

その下のK P Iにつきまして、この東逗子の整備事業については定性的な目標となりますけれども、2023年度について実施した内容、ここの基本計画を策定したという形で、昨年の実施内容が入ってまいります。これが、ちょっと後でご説明いたしますけれども、予定どおり進めるかどうかという観点で、この場合は予定どおり行われて、評価基準Aとして評価し、その下、取り組みの補足説明ですね、その事業についての反省点・問題点、そうした点であるとか、今後の対応等が記載されるということになります。

そして、K P I の下の主な取り組みにつきましては、K P I のように数値目標はございません。その取り組みについて評価年度、今回でいくと2023年度の実施した取り組みの内容が記載されることとなります。この実施した内容につきましては、少し細かい話になりますけれども、総合計画の第5章に、計画の推進に当たってということで位置づけられている項目がございまして、例えば、デジタル技術の積極的な活用ですとか、市民と協働によるまちづくり、こういったものについて実施して、記載する場合については、その内容も併せて、この欄で記載をしていくこととなります。

次に、資料3-5をご覧ください。

今、全体を俯瞰した評価からこのK P I の部分まで近づいて帳票を見ていただきましたけれども、その3-5の表につきましては、K P I ごとに作成されて、年度ごとの想定目標や主な事業内容が記載されるものです。評価基準の中で予定どおり進んでいるかどうかで判断していきますということでご説明をいたしましたが、そもそもそのK P I がどういうふうな計画で到達年度を目指すのかというものが、この個別の年次計画資料ということになります。なので、これも定性的なもの、定量的なものがありまして、例としては、この4節に引き続き、東逗子の例を説明いたしますが、これは定性的な目標になっております。中段の想定目標について、

ここで各年度であるべき状況というのが記載されています。逆に数値目標であれば、あるべき数値がここに入ってきます。それに対して、実際、年度が進んで、その年どうだったのかということで、先ほどの評価基準、物差しを当てて、行政側でAなのかBなのかCなのかということで評価をすることになります。なので、A・B・Cの判断材料になる元の資料ということで、一番近づいたK P I、個別の計画資料ということでお示しをすることになります。

この資料までが、総合計画に係る進行管理の資料のご説明となります。

続いて、資料3－6をご覧ください。

こちらは、総合計画と一体化している総合戦略に係る資料となります。総合計画は1節から5節の構成に対しまして、総合戦略は4つの基本目標で構成されております。この一覧は、基本目標ごとに設定されている数値目標について、進捗状況評価が記載されている全体を見ていただく資料として作成をするものです。

続きまして、資料3－7をご覧ください。

今申し上げた資料3－6の全体のものに対して、総合戦略基本目標について、その実績を記載し、同様に評価基準に照らした評価が記載されることとなります。総合計画の節同様に、評価年度以降の想定目標は括弧内で記載された数字が入ってくることとなります。

以上が、この3－7までが、実際に第2回の進行管理に当たって、市からお示しする資料のご説明となります。

次に、本日、机上で配付をさせていただいた資料3－8をご覧ください。

オンラインの方につきましては、資料共有の欄をご覧くださいと思います。

今、ご説明させていただきました進行管理に関する資料を、事前に市からお示しさせていただき、第2回、第3回の進行管理では、資料3－8により審議会からご意見をいただくこととなります。総合計画の各節ごとに、この帳票でいくと、一番上の1節をご覧くださいたいのですけれども、項目としては、取り組みの推進、改善に向けての意見・ご提案、今年度、来年度という、俯瞰的な部分でのご意見、2つ目の枠で、今後の展開に向けて検討を要する事項、中長期的視点からのご意見、その他ご意見ということで、節ごとにご意見をいただくという形になります。

おめくりをいただいて、これが1節から5節まで繰り返されてまいります。

その後、5節の後に施策間連携、全般に係る総括意見というものをいただくこととなります。

ここまでが、総合計画でいただくご意見でございます。

最後に、総合戦略の基本目標に関する総括意見ということになります。

審議は各節ごとに、K P Iや主な取り組みの観点ごと、所管課長がこの審議会場で同席をさせていただく形になりますので、各節30分を想定して、皆様のご質問やご意見・ご提案と、出席の職員とやり取りをしていただいて、最終的にはこの帳票の中ご意見・ご提案をいただくという形で進行管理の進捗を予定しております。

この進行管理でいただいたご意見・ご提案につきましては、この表におまとめいただいて、これを庁内と市議会にも共有いたしまして、次年度以降、取り組んで反映すべきものは対応していくということになります。

進行管理に当たってのご説明は以上となります。

(出石会長) ありがとうございます。

若干、前期からのつながりもあるので、少し補足させていただきますと、今、資料3-2から3-5までが、現在の総合計画の進行管理や、説明にあった階層に大きく見たところからずっときましたよね。ですけれども、それを受けて、我々が審議するのは節ごとですから、1節30分という話もありましたように、前期の計画のときもそうだったのですが、2回目、3回目、各々の節の説明はしないですね。ですので、読み込んできていただいて、各節ごとに、私のほうから第1節について、この資料3-8にあるように、取り組みの推進・改善に向けての意見ををお願いしますとか、今後の展開についてのことについて意見ををお願いしますという形で皆さんに意見を求めます。それで意見を出し合っていて、もちろん総合計画は賛否を問うものではありませんので、最後でいうと、進行管理がCだったら駄目で、Aだったらよいという意味ではないんですよ。最終的に、先ほど説明ありましたけれども、最終的に総合計画をしっかりと仕上げていくということなので、どうしても計画的に進むとは限らないような計画ですけれども、それあたりを、意見を出し合ってもらって、まとめられるところはまとめますし、まとまらなかったら、それはそれで両論併記ということにもなるかもしれないです。

それと、先ほど、この資料3-8の後ろから2枚目に、施策間連携というのがあるのですが、これは、前期の総合計画審議会でも、各節ごとにそれぞれ意見出しても、共通する点があるよねというのが相当強く出たんです。例えば、収束したとはいえ、当時コロナ対策で、それはいろいろな節に関わるよねというような意見とか、あるいは夏の熱波というか、暑いあの状況などが出ていましたので、今回、市のほうで検討されて、施策間連携すべきような案件についての意見を目指すというようなふうになっています。

それから、今回までだと思いますが、少し事務局に確認もあるのだけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略だけ、最後、この3の話だと、別紙になっていて、これだけ別扱いにして

いるというのは、現在のまち・ひと・しごと創生総合戦略は今年度の末で終わりという意味ですね。

（四宮課長） はい。

（出石会長） 終わりなので、今回だけ別なんですね、総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略。それで、次の諮問案件が、それらを次期から一緒にしたものをつくるということで、次年度から評価の仕方が変わる。

（四宮課長） 申し訳ございません。

この評価の考え方自体は変わりません。

（出石会長） 変わらないでできる。

（四宮課長） この後、総合戦略の策定の中で説明をさせていただくのですが、その基本目標自体は、構成自体は変えないつもりでおりますので、少しややこしいですが、総合計画の取り組みの推進をすると、総合戦略の推進がなされるという計画のつくりになっておりますので、目線が少し違った形で、地方創生、まち・ひと・しごとの目線でのこうした総括意見という形は、来年度以降もいただくことで考えております。

（出石会長） それでは、分かりにくいところもあると思いますので、質問、あるいはご意見等お願いできればと思います。いかがでしょうか。

特に、資料３－２から３－５あたりは、意見を言って、これは分かりにくいよとかということがあれば意見を出してもらって、審議会で決めることですので、修正等することはあり得ますので、ご意見をいただければと思います。

念のため確認ですが、K P Iは、この計画中変更することはあり得るのでしょうか。

（四宮課長） 基本的には、ローリングという考え方を取りませんので、現時点で達成したから変えていこうねという考え方は、この計画では取っておりません。あくまで、計画策定当初から、目標設定自体は変えずに最後までですので、ただ、計画全体の中で、社会情勢の変化ですとか、そういった部分で、追加修正・削除というのが起こる可能性はありますけれども、基本的にローリングしていく、目標を年度ごとに変更していくという考えは取っておりません。

（出石会長） これまさに前期のときはそうだったのですが、少しコロナでストップしましたよね。そのときに、計画変えるのではなくて、説明で、コロナの影響でこれが進捗していなかったという形でやったのでしたよね、確か。説明でちゃんとフォローする。

いかがでしょうか。

まず、やってみないと分からないですね。

よろしいですかね。

そうしたら、また、次回から、今日上げられた帳票に基づいてというか、出てきたものを皆さんにご検討いただいて、ご意見もらう中で、必要な修正を徐々に図って行ければと思いますので、もしよろしければ、今回のこの進行管理についての実施要綱についてご承認いただくということで、よろしいでしょうか。

(一同 同意)

はい、ご承認をいただきました。

では、続きまして、次第の7番、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定及び総合計画中期実施計画一部改定の考え方についてということで、先ほど市長から諮問を受けた2つ目ですね。

事務局から説明をお願いします。

(四宮課長) それでは、資料4をご覧ください。

こちらが、今年度策定の審議をお願いする第3期総合戦略と、それに伴う実施計画の一部改定の考え方としてお示しをさせていただくものです。

まず、計画の名称と構成ということになりますけれども、この間、国のまち・ひと・しごと創生法に基づく戦略として、第1期、第2期ということで策定を行ってきているものです。今回、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定を考えているところです。

ちょっと補足にはなるのですが、この下の米印のところに記載をされておりますとおり、国のほうは、このまち・ひと・しごと創生という部分について、デジタル田園都市国家構想総合戦略ということで、計画の名称を変えて推進していくということで整理がなされているところです。

一方、神奈川県につきましては、既に第3期の総合戦略を策定されておりますが、県では、このデジタル田園都市国家構想という名称を用いず、まち・ひと・しごと創生総合戦略という形で整理がなされているところです。

逗子市におきましても、当然、デジタルを使って地方創生を実現していくという要素については受け止めるところではあるのですが、引き続き、この地方創生の趣旨ということで、まち・ひと・しごと創生総合戦略という名称で計画の策定を考えているところです。

下の表をご覧くださいければと思います。

こちらでは、総合計画、総合戦略の構成という形になります。中期実施計画、昨年度からスタートした中期実施計画において、総合戦略を一体化するという整理を行っております。計画

の構成としては、今、ご説明をさせていただいた総合計画につきましては、実施計画の上に基本構想という上位の構想がございまして、ここに5本の柱という形で、目指すべきまちの姿が示されております。このことの実現のため、中期実施計画でこの5本の柱に対応する第1節から第5節の節を設け、それに数値目標を設けて構成しております。

その下に、先ほどご説明をしました取り組みの方向があり、そこにぶら下がる1対1対応のKPIがあるという、その下に先ほど数値目標はもっていない取り組みが並んでいると、そういう計画になってございます。

総合戦略一体化というところの2点でご説明を申し上げますと、まず、下流というべきか、主な取り組みというところが総合戦略の取り組みも併せた取り組みとして、計画で整理している。なので、総合計画、総合戦略にまたがる形で、斜めの長方形で示しておりますけれども、ここが共通部分ということになってございます。

総合計画ですね、後でちょっとご覧いただければというところなのですが、主な取り組みですとか、一部KPIにつきましては、総合戦略のどこの部分に該当するのかという形で、番号をふっていて、数字の入っているものが主な取り組みの中での総合戦略の取り組みを兼ねているという整理をしてございます。先ほど申し上げた総合計画の中期実施計画の中の主な取り組み、こちらを推進すると、結果的に総合戦略の基本目標が推進されていくという計画の整理をしてございますので、総合戦略の基本目標の基本的方向は、総合計画の中に、その5本の柱、5節とは別に4つの、先ほどお示しした基本目標が記載をされているというところです。なので、総合戦略の階層でいくと、基本目標の基本的方向があって、その下はそのまま総合計画中期実施計画の主な取り組みといった取り組み内容ということが、実施における一体化の内容となっております。

このことを前提としてご説明を進めさせていただきます。

1の、まず計画期間というところでございます。総合計画中期実施計画は7年間の計画で、昨年度からスタートしているという状況でございます。その7年間のうち、前半の2年間、2023及び先年度に当たる2024が、総合戦略としてみれば第2期になります。2025からの5年間は、第3期の総合戦略をとなりますので、第2期の2年プラス第3期の5年を合わせて7年間、これが総合計画中期実施計画の7年間と一致すると。要は、中期実施計画の終期と合わせる形での計画策定となります。

おめくりをいただいて、策定における基本的な考え方というところです。

こちら総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法の規定によりまして、自治体は

国及び県の総合戦略を勘案した上で、総合戦略を策定することになってございます。そのことを踏まえまして、国の総合戦略はどうかというところになりますけれども、先ほど名称の話を少しさせていただきましたが、デジタル田園都市国家構想総合戦略という形で名前を変えて、戦略が策定されております。この参考でお示ししている内容ですが、こちらが今申し上げたデジタル田園都市国家構想の総合戦略の全体像の考え方というところなんです。大きな特徴としては、この基本的考え方の２点目、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、各地域の優良事例の横展開を加速化するということで、地方創生という考え方で、東京一極集中を解消して、日本のどこでもその地方らしく生きていけるという、そういう環境をつくっていくということになるかと思っておりますけれども、それをデジタルの力を使って加速化していくんだというのが、大きな特徴となっております。

このことを踏まえまして、②逗子市にとって、第２期の総合戦略から継続する点、③の変更点ということでご説明をさせていただきます。

結論から言うと、大きな変更はないという枠組みの中で考えております。まず、継続点ということで、国の制度改正、状況の変化、PDCAサイクルによる計画修正の必要性など、必要な内容の見直しは行いますけれども、第２期総合戦略までの連続性を考慮し、基本目標及び基本的方向は原則として変更する状況にないということで、事務局としては考えております。

また、今後実施の見込みがない取り組みを除いて、基本的には第２期総合戦略に位置づけられている取り組みを継続するということで考えております。

③の第２期総合戦略からの変更点ということです。１点目につきましては、これは国からの求めがあるものについての対応ということになります。総合戦略の策定に当たっては、地域の個性や魅力を活かした地域ビジョン、地域が目指すべき理想像を記載することとするよう努めることとされているところです。このことを受けて、先ほど一体化の経緯を申し上げたところですけれども、この地域ビジョンにつきましては、総合計画の上位になる基本構想の目指すべきまちの姿をもって、国が求めるところの地域ビジョンとして整理を行いたいと考えております。

２点目です。先ほどお示しをしました基本目標の数値目標については、当然、計画期間が変わりますので、時点修正を行います。

また、３点目のことにつきましては、取り組みについて実施の見込みがないもの、もしくは新たに取り組むべきものを整理をして、削除・追加を行いますということです。

もう一点、基本目標と並列する形で、先ほど申し上げた、デジタルの力を使って地方創生を

推進していくということが、戦略上の求めでございますので、逗子市においては、資料5として添付しておりますけれども、逗子市DX推進ビジョンというものを、この4月に策定しておりますので、そこから抜粋する形で、逗子市における、どうやってデジタルの力で地方創生を推進していくのかということについては、推進ビジョンから抜粋して再掲をしたいと考えております。

本日は、この資料5のDXの推進ビジョンにつきましては、割愛をいたします。

おめくりいただきまして、2の人口ビジョンというものです。

もともと地方創生は、人口減少が進む中で、一定数の人口を維持することが、国の活力につながるという大きな考え方がございますので、計画の元をたどると、ちょっと雑駁な言い方ですが、ただ手をこまねいて放っておいてしまうと人口ってこれぐらい減ってしまうよねという推計が国から出されておりますけれども、それに対して市も様々な施策を展開することで、この人口減少に歯止めをかける、それをいかにいい状態をつくるということが大きな方向性としてございます。そのため、人口ビジョンがあって、総合戦略策定ということで考えていくというのが、今後とも考えとしてはあるのですけれども、ここに記載のとおり、総合戦略の策定に当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることとされております。

2024年に予定されている国の長期ビジョン改訂前に総合戦略を策定する場合は、既存の人口ビジョンを踏まえたものとするよう示されているというところです。端的に申し上げますと、国と県が、この人口ビジョンを改訂する前に、総合戦略の改定をしたという状況があって、順番がちょっと前後しているような状況が生じていると。そうしましたときに、逗子市における考え方がどうなのかというところを述べるところです。市としても必要な情報をまだ国からご提示いただけておりませんので、人口ビジョンの改訂を先行するのではなく、まず、参考資料として現状分析の部分につきましては、時点を更新し、それを資料としてはお示しをすると。国のこの長期ビジョンですね、これが改訂された後に、逗子市の人口ビジョンも改訂することをさせていただきたいと考えています。

次に、3点目ですね。総合計画中期実施計画についてということで、先ほどの計画の構成の中で、要は主な取り組みが共通のということでご説明をいたしました。今回、昨年度スタートしたばかりですので、総合計画の中期実施計画を全面改定するのでは当然ございません。ただ、総合戦略の見直しをすると、それに伴って結果的に総合計画の中期実施計画の一部改定も必要となるということでございます。

これに加えて、もともと総合計画の中で、この第1章になりますけれども、実施計画の基本

方針の中で、国の制度改正、状況の変化、PDCAサイクルによる計画修正の必要性など、こうしたものに該当するかどうかというのは、各所管のほうに照会する中で、必要が生じているようでしたら、併せて今回見直しを行うということといたします。

3点目、先ほどデジタルの話をさせていただきましたが、総合計画の第5章については、計画の推進に当たってという全般の考え方を示す事項の中に、デジタル技術の積極的な活用という項目がございます。こちらにつきましても、先ほど申し上げました逗子市DX推進ビジョンというものの作成を踏まえて、必要な見直しを行うことも併せて予定するものです。

説明は以上です。

(出石会長) ありがとうございます。

つまり、新しい第3期の総合戦略をつくりますよと。その期間は現在の中期の総合計画実施計画と終わりを合わせる。一方で、総合計画のほうは、第3期の総合戦略をつくるけれども、基本的にはその部分に関わるもの以外は変わらないよと。ただし、時点については整合を図っていくのでお願いします。そんな感じでしょうかね。

こちらにつきまして、ご意見やご質問ありましたら、お願いしたいと思います。

これも中身を見てみないと分からないですね。今の方向性で進めていく中で、第3期の総合戦略が出てきますから、そうしたら、それに合わせて総合計画の実施計画の一部修正が出てきますので、それを具体的な点、その中身を具体的な議論をするということによろしいでしょうか。

(中西委員) すみません。第3期総合戦略策定について、今ご説明いただいたと思うのですが、それがどういった形で示されるんですかね、具体的に。何かそこの、私たちが来る前に何か資料を出していただいて、当日はご説明をいただけるのか、そういったご説明はなくて、資料だけ読んで、この審議に当たるのか、ちょっとそこのあたりご説明いただきたいと思います。

(出石会長) 事務局、お願いします。

(四宮課長) 第4回の審議がありますので、詳細はまだ決めておりませんが、事務局の案として、今申し上げた考え方に沿って、第3期の総合戦略の全体像、と言いましても、結局は、中心となるものは各節に溶け込んだ取り組みの明記したのを審議するという形になりますので、この取り組みのご説明、全てご説明すると、恐らく時間が取れないと思いますので、計画全体をお示しして、概要をご説明していく中で、要はこれが大事なんじゃないかとか、必要な議論をしていただいて、中身を固めていくという、そういうような審議になろうかと思

ます。

（出石会長） 先ほどの進行管理とは違うので、ただ資料がぼんと投げられて、ちゃんと読んで意見出せというのが進行管理になっちゃうんですけども、そうはならないと思いますよ。基本的には新しい、これからつくるものですから、それについての意見は、むしろ我々しっかりと意見を言わなければいけませんから、都度の説明は、時間の関係はありますけれども、してもらうようにしましょう。

（ 中西委員） はい、ありがとうございます。

（出石会長） あとはどうでしょうか。

よろしければ、この考え方はご承認を受けたということで、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

では、続いて、8番、まちづくり条例の一部改正に伴う総合計画策定条例の一部改正について、こちらについて、事務局から説明をお願いいたします。

（四宮課長） こちらについては、資料6－1及び資料6－2になります。

こちらは説明がかなり難しいところではあるのですが、端的に申し上げますと、計画そのものですね、こちらの実態に影響があるものではございませんが、市の内部での計画の整理に伴い総合計画策定条例の改正が生じたということを受けまして、この場でご報告をさせていただく内容となります。

議案等の資料をお配りさせていただいておりますが、説明自体は簡単にさせていただければと思います。

総合計画と一体化されている計画の一つに、まちづくりに関する基本的な計画として、市が過去に定めたまちづくり基本計画という計画がございました。こちらは、平成19年12月に策定をされた計画でございまして、その後、平成27年度の、こちらは今、総合計画の策定に当たって、先ほどと、その辺同様にというべきなのかな分らないですけども、一体化されたということで整理されています。

今、実際に総合計画の冊子ございますけれども、この中で、ぱっと見、まちづくり基本計画がどこに入っているのか、別に示されているものがございませんので、あくまで当時、平成19年度に策定をしたまちづくり基本計画の考え方が、この中に入っていると、そういう整理をされてきたものです。そのことについては、逗子市総合計画策定条例の第2条、今お配りしたものについては改正後のものなので、今、記載ございませんけれども、第2条第3項において、今読み上げますと、「総合計画は、逗子市まちづくり条例の……」。

(出石会長) 新旧対照でよろしいですか。

(四宮課長) そうですね。資料6-2の後ろから3ページ目、新旧対照表をおつけしております。ここで、表題のところで、後ろから3ページ目です、表題で、逗子市まちづくり条例及び逗子市景観条例の一部を改正する条例の附則第2条関係として、逗子市総合計画策定条例の新旧対照表として資料をおつけしております。

この一番左下ですね、第2条第3項、「総合計画は、逗子市まちづくり条例第7条第1項のまちづく基本計画を包含するものとする」ということで、今、私がご説明してまいりました平成19年度に策定されたこの基本計画ですね、こちらの基本計画が、根拠となるのは、市のまちづくり条例という条例がございまして、ここにその計画の根拠がございました。それを包含するというものが、この総合計画策定条例において定められていたというところです。

このことについて、市内部の計画の整理ということで申し上げましたが、都市マスタープランという計画がございまして、これはややこしい話ですけれども、まちづくり基本計画がこれを包含していたことから、総合計画に都市計画マスタープランも包含されているということで整理をしていたんですけれども、これもこの中期実施計画策定に当たって、要は分かりにくいと、どこにあるのかちょっと分からないということなので、きちんと都市マスタープランというのは、長期的視点に立った都市の将来像を明確にして、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするという、非常に大切な計画でもありますので、昨年度にかけて、それを改めて抜き出して策定するという作業を続けておりました。

この都市マスタープランの策定に当たって、市の中での整理として、このまちづくり条例と景観条例等の整備を行って、この整理の中で、今申し上げてきた、まちづくり基本計画の廃止というものを含み改正がなされたというところです。なので、この総合計画策定条例の立場から見ると、今申し上げてきた市内部の計画の整理およびこのまちづくり基本計画の根拠条例であるまちづくり条例において、計画の廃止がなされた。このことを受けて、まちづくり条例の改正の附則によって、今読み上げさせていただいた総合計画策定条例の第2条第3項の項目を削除するという改正が行われたということでございます。

大変分かりづらいものですが、ご説明としては以上です。

(出石会長) ということで、まさに、ここの条例が変わったので、その総合計画策定条例が変わるよということですよね、端的に言えば。要らなくなったということで。あまり政策的にこの部分は、大元のほうは政策的に重要ですが、この総合計画策定条例については、それとのつじつまを合わせるというだけですので、よろしいかと思うのですが、何かご意

見等ございますか。

施行日はいつですか。

(四宮課長) 3月29日です。

(出石会長) そうですか。もう既に、この総合計画策定条例は変わっているということですね。変更されているということですか。

よろしいでしょうか。

こちらは、審議というより報告ということでよろしいですね。

それでは、次第の9番、その他です。

事務局から何かございますか。

(四宮課長) 本日は、ご審議をいただきありがとうございました。

今回の会議録案を作成し、皆様にメールにて確認をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

次会の総合計画審議会は、7月23日を予定しております。

(出石会長) では、以上となりますが、何か、その他、委員の皆さんから何かございますか。

仁科部長、今日一言もしゃべっていないけれども、何かしゃべらないと。

(仁科部長) 本日、大変説明が長くて、また、資料もたくさんあって、また見にくかったと思うのですが、次回進行管理のときには、実際にご審議いただく資料を基に、また分からないところは、そこでご質問をいただいたほうが分かりやすいかなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

(出石会長) それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了といたします。

皆様、どうもありがとうございました。